

# 下関都市計画

## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### 《目 次》

1. 都市計画の目標	1
1-1. 基本的事項	1
1-2. 都市づくりの基本理念	2
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	4
2-1. 区域区分の決定の有無	4
2-2. 区域区分の方針	4
3. 主要な都市計画の決定の方針	6
3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	6
3-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	11
3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	18
3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針	19
3-5. 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針	23
3-6. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針	24
参考資料	25

令和2年(2020年)12月

山口県土木建築部都市計画課



# 1. 都市計画の目標

## 1-1. 基本的事項

### (1) 目標年次

本計画の策定に当たり、「都市計画の目標」、「主要な都市計画の決定の方針」については、おおむね 20 年後となる令和 22 年(2040 年)を想定し、「区域区分\*」については、おおむね 10 年後となる令和 12 年(2030 年)を想定する。

### (2) 都市計画区域の範囲及び規模

本区域の範囲及び規模は、次のとおりである。

#### 【都市計画区域の範囲及び規模】

区 分	市町名	範 囲	規 模	備 考
下 関 都市計画区域	下関市	行政区域の一部	19,273 ha	
	合 計		19,273 ha	

※ 「都市計画現況調査\*」による平成 29 年(2017 年)3 月 31 日現在の値

### (3) 目標年次におけるおおむねの人口規模（推計値）

下関市の人口規模は、次のとおりである。

#### 【目標年次におけるおおむねの人口規模】

区 分	平成 27 年 (2015 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 22 年 (2040 年)
下関都市計画区域	227,322 人	—	—
下関北都市計画区域	26,600 人	—	—
都市計画区域外	14,595 人	—	—
合 計	268,517 人	225,685 人	195,797 人

※平成 27 年(2015 年)数値は、平成 27 年(2015 年)国勢調査を基に山口県土木建築部都市計画課が推計

※令和 12 年(2030 年)及び令和 22 年(2040 年)数値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計（「日本の市区町村別将来推計人口」（平成 30 年(2018 年)3 月推計)）

「\*」が付いている用語は用語解説に説明を掲載しています。

## 1-2. 都市づくりの基本理念

下関都市計画区域は、本州の最西端に位置し、瀬戸内海と日本海の2つの海に面し、関門海峡を挟んで九州と隣接する区域で、下関市の南部を区域とする都市計画区域である。

本区域は、古くから国内やアジアとの交流の玄関口として発展してきた海陸交通の要衝地であるとともに、歴史的には明治維新など日本史の主要な舞台に登場する史跡が存在している。現在でも、下関港、新下関駅、中国自動車道下関インターチェンジ、小月インターチェンジ等の広域交通基盤\*が整備されている。

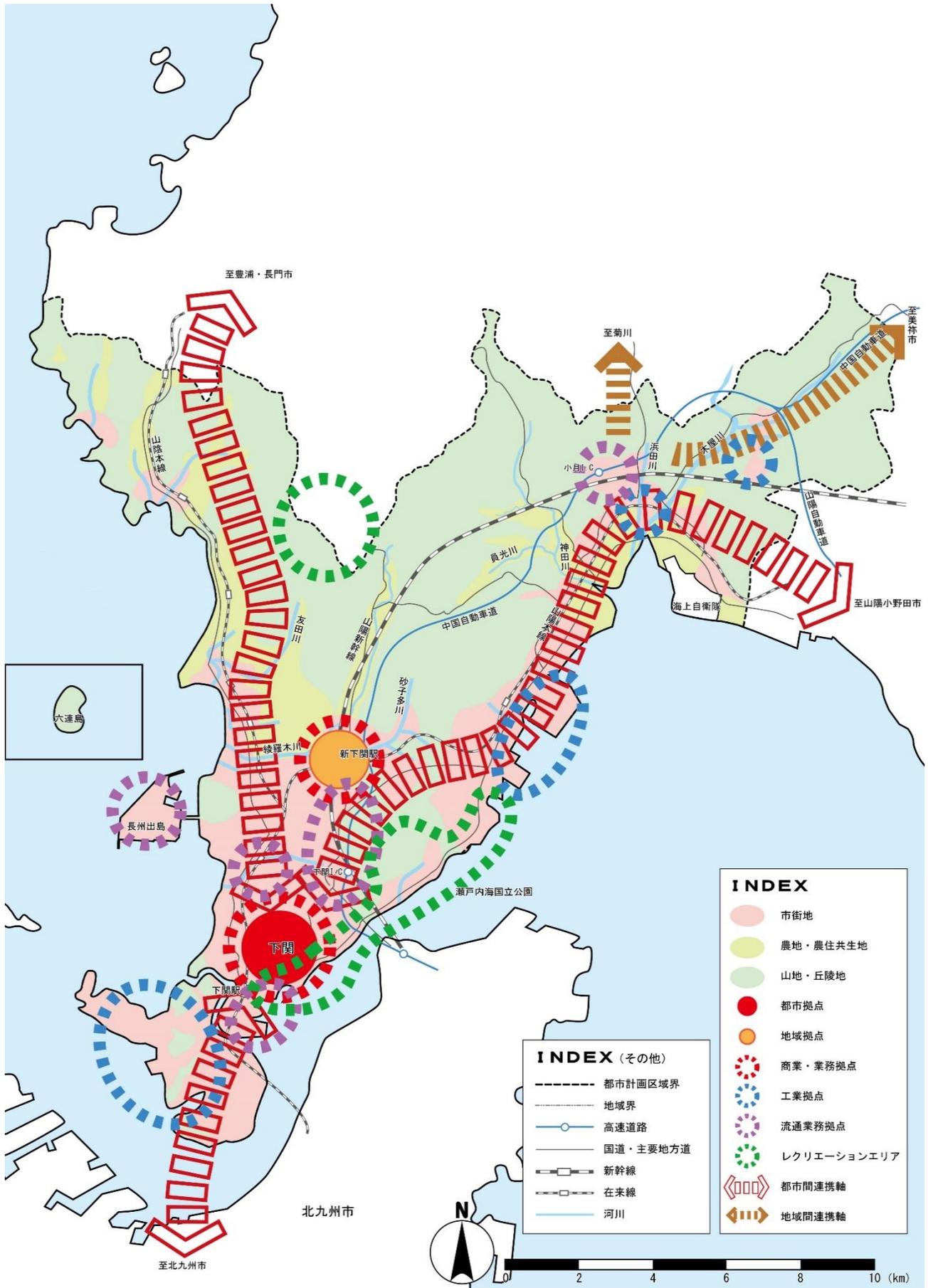
また、地域産業として水産業等をはじめ、工業やサービス業等の集積がされており、多彩な産業が営まれている。

本区域が誇るこのような地域特性の優れた面を積極的に活かした都市づくりを推進するため、以下のように基本理念を設定する。

### 山陽・山陰から九州、アジアに広がる国際交流都市づくり

- 海峡や歴史的資源を活かした風格ある都市景観の形成を図り、にぎわいのある美しい都市づくりを進める。
- 都市内に蓄積された都市基盤施設\*を活用することで、中心市街地\*の再構築を行う。また、立地適正化計画\*により都市機能\*等を誘導し、中心市街地\*の拠点性を高めることにより、公共交通や徒歩による移動が可能な集約型の都市\*づくりを進める。
- ユニバーサルデザイン\*に配慮することで誰もが暮らしやすい都市環境を整えるとともに、洪水・土砂災害・地震等に対応した災害に強い都市づくりを進める。
- 九州やアジアなど広域的な交流や産業の振興を支える都市ネットワーク\*の形成を図り、活力ある都市づくりを進める。
- 住民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、エリアマネジメント\*の推進等、協働して地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを進める。

■下関都市計画区域の将来都市構造



## 2. 区域区分\*の決定の有無及び区域区分\*を定める際の方針

### 2-1. 区域区分\*の決定の有無

本都市計画区域に区域区分\*を定める。

#### 【区域区分\*を定めるとした理由】

本区域では一定の開発圧力\*があり、核家族化の進行による収容人口の低下等から市街地拡大の可能性が高く、田園部や丘陵部などの自然的環境を保全していく必要があるため、区域区分\*を継続して定める。

### 2-2. 区域区分の方針

#### (1) おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次の通り想定する。

#### 【おおむねの人口】

区 分		年 次	平成 27 年 (2015 年)	令和 12 年 (2030 年)
		都市計画区域内人口	227 千人	おおむね 192 千人
市街化区域*内人口	214 千人	おおむね 186 千人		

※ 平成 27 年(2015 年)国勢調査を基に山口県土木建築部都市計画課が推計

#### (2) 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次の通り想定する。

#### 【おおむねの産業規模】

区 分		年 次	平成 27 年 (2015 年)	令和 12 年 (2030 年)
		生産規模	工業出荷額	4,679 億円
商品販売額	5,156 億円		2,062 億円	
就業構造	第 1 次産業	3 千人 ( 3%)	1 千人 ( 2%)	
	第 2 次産業	24 千人 (24%)	16 千人 (19%)	
	第 3 次産業	74 千人 (73%)	66 千人 (79%)	

※ 平成 27 年(2015 年)国勢調査、平成 28 年(2016 年)経済センサス-活動調査を基に山口県土木建築部都市計画課が推計

### (3) 市街化区域\*のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、令和12年(2030年)時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域\*とすることとし、市街化区域\*のおおむねの規模を次のとおり想定する。

人口減少、少子高齢化が進む中で、ゆとりとにぎわいのある都市環境を確保するため、市街化区域の適切な見直しを行いながら、適切な市街化区域の規模を設定する。

なお、工業用地、流通業務地、交通施設用地等の規模の算定に当たっては、工業立地動向やその他の業務活動の規模を考慮し将来の適正な工業配置等を図れるよう、適切に設定する。

#### 【市街化区域\*の規模】

	平成27年 (2015年)	令和12年 (2030年)
市街化区域*面積	5,683 ha	おおむね 5,691 ha

※ 「都市計画現況調査\*」による平成29年(2017年)3月31日現在の値に令和元年(2019年)9月に編入した面積を合計したもの(根拠は参考資料p.27~40に掲載)

※ 3-1(4)⑧の区域は含まない。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

集約型の都市\*づくりを進めるために、立地適正化計画\*をはじめとする誘導策と、市街化区域内の土地利用の促進及び市街化調整区域\*での原則市街化の抑制を一体的に運用する。

##### (1) 主要用途の配置の方針

###### ① 商業地・業務地

- ・九州やアジアからの玄関口である下関地域の中心部は、山口県西部の中核拠点都市として商業・業務機能の集積を図るとともに、教育・文化等の高次都市機能\*の立地誘導を進める。
- ・唐戸地区周辺の臨海部では、港湾機能と連携したウォーターフロント\*の開発整備により、観光客や市民が集う商業地の形成を図る。
- ・下関駅、新下関駅周辺部は県外や他の中核的な都市からの玄関口であり、広域交通拠点としての立地を活かした商業、業務機能の集積を図る。
- ・各鉄道駅周辺及び相当規模の住宅市街地の中心部付近に住民の日常生活のために必要な商業地を配置する。

###### ② 工業地

- ・彦島地区、長府地区等の臨海部地域では、造船業を中心とした重工業や水産加工業等の工場において防災面や環境面など周辺地域への配慮を行うとともに、遊休地については、土地利用転換等の利活用を図る。
- ・内陸部の木屋川工業団地、小月駅周辺においては、多様な分野の製造業が集積しており、中国自動車道小月インターチェンジに近い立地を活かして、企業誘致を推進するとともに、防災面や環境面へ配慮した、安全な工業地域の形成を図る。

###### ③ 住宅地

- ・既成市街地\*内の住宅地は、彦島、旧市内、川中、長府、小月、勝山、安岡地区に分布しており、その環境の維持改善に努めるとともに、一定の人口密度を維持・確保するため、公共交通の利便性の高い駅やバス停などの周辺への居住の誘導を推進する。
- ・斜面地の住宅地では、防災面に配慮した住環境の保全・形成を図る。
- ・老朽化した木造建築物や細街路からなる密集した市街地では、建築物の耐震化、住宅の建替え促進や生活道路の整備など住環境の改善を進めるとともに、空き家・空き地の利活用を促進し、既成市街地\*の再生によるまちなか居住を推進する。
- ・人口減少下においては、空き家・空き地の無作為な発生が懸念され、人口密度の維持、防災・防犯上の安全性の確保、良好な景観の保持・形成が求められることから、空家等対策計画\*や低未利用土地権利設定等促進計画\*の活用などにより都市のスポンジ化\*対策を推進する。

#### ④ 流通業務地

- ・ 新しい時代の流通、交通体系に対応するため、交通の結節点である下関インターチェンジや小月インターチェンジ周辺では、広域交通拠点という立地特性を活かし、流通業務機能の集積を図る。
- ・ 下関港は、北九州港とともに関門港を形成しており、沖合人工島をはじめ、海上物流基盤の整備等、国際物流拠点としての整備を図る。
- ・ 幡生駅周辺では、沖合人工島の整備に伴って連携を図るほか、新たな土地利用に努める。また、災害時に緊急物資運搬等に寄与する支援活動拠点の形成を図る。
- ・ 下関地方卸売市場、下関漁港地方卸売市場、下関合同花き地方卸売市場等を中心に、青果物・水産物等の流通拠点の整備を図る。

#### (2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

- ・ 下関市の中心部の商業地・業務地については、建築物の中高層化による高密度を中心とした土地利用を図る。
- ・ 工業地及び流通業務地については、緩衝緑地\*帯の設置等、周辺環境の整備を推進しながら、低密度を中心とした土地利用を図る。
- ・ 彦島、旧市内、川中、長府、小月、勝山、安岡地区においては、中高層集合住宅の整備による比較的高密度の土地利用を図る。
- ・ 新規に開発された周辺住宅地については、低層住宅を主体に低密度を中心とした土地利用を図り、各地域の特性に応じたゆとりのある良好な居住環境の確保に努める。

#### (3) 市街地における住宅建設の方針

- ・ 安全性と快適性、利便性を備えた質の高い宅地・住宅地を供給するため、市街地開発事業等による面的整備の検討等、それぞれの地域の特性に応じた住宅の建設を図る。

#### (4) 土地利用の方針

##### ① 土地の高度利用に関する方針

- ・ 各拠点の商業地の内、下関駅周辺から唐戸地区については、立地適正化計画\*による誘導策により、中心市街地の再構築を図り、生活空間を考慮した再開発整備を実施し土地の高度利用等を図る。
- ・ 埋立事業地については、民間活力を活かし、都市基盤を一体的に整備することにより、土地の高度利用等を図る。
- ・ 下関駅及び唐戸地区周辺では、にぎわい・交流拠点の創出、まちなか生活の再生、まちなか回遊の創出を目指した整備を推進する。

##### ② 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 居住環境の改善又は維持が必要な地域については、建物の耐震化や住宅の建替えの促進、生活道路の整備などの住環境の改善、及び、都市のスポンジ化\*対策を進めることで、既成市街地\*の再生による、まちなか居住を推進する。
- ・ 相当規模の宅地開発が行われる区域では、地区計画\*や緑化協定\*、建築協定\*等を活用

し、地域の特性に応じた良好な住環境の形成に努める。

- ・ 騒音等の著しい交通施設等の周辺については、公害の防止を図るため、緑地帯の設置や適正な土地利用の誘導を図る。

### ③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・ 市街地内の社寺境内林、河川沿いの緑地や農地等は、都市にうるおいを与え、住民の憩いの場としても貴重な空間であることから、その保全・活用を図る。
- ・ 地域を特徴づける歴史的景観や良好な自然景観を残す日和山地区や綾羅木地区、長府地区等についてはその風致・景観の保全を図る。

### ④ 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・ 綾羅木川や木屋川等の河川沿いに広がる市街地周辺部の農地は、食料の安定供給を図るための土地資源であるとともに、都市の貴重なオープンスペース\*でもあることから、原則として農業の振興と農地の保全に努める。
- ・ 農村等の既存集落については、地域の活力やコミュニティ\*を維持するため、地区計画\*や集落地区計画\*等の制度を活用するなどして、良好な営農等の条件や居住環境の確保に努める。

### ⑤ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域\*、地すべり防止区域\*及び急傾斜地崩壊危険区域\*等に指定された区域については、居住や都市機能を誘導する区域から原則除外するとともに、開発許可\*制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅等の区域外への移転・誘導を図る。
- ・ 土砂災害警戒区域\*に指定された区域や浸水想定区域\*に位置する区域については、警戒避難体制の整備状況、災害を軽減するための施設の整備状況や整備見込み、及び想定される被害（浸水深等）を総合的に勘案し、居住や都市機能を誘導するとともに、既存住宅等の区域外への移転・誘導について検討するよう努める。
- ・ 山林や農地は、その保水機能や遊水機能により、土砂災害や水害の発生を抑制するために重要な役割を果たすことから、無秩序な市街化を抑制し、これらの適切な維持・保全を図る。

### ⑥ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ 満珠・干珠島、加茂島及び火の山、竜王山、四王司山、火の見山、霊鷲山等については、今後とも自然地として保全すべき区域とするほか、一里山、老の山等の良好な景観を有する区域については、自然的環境の保全に努める。

### ⑦ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

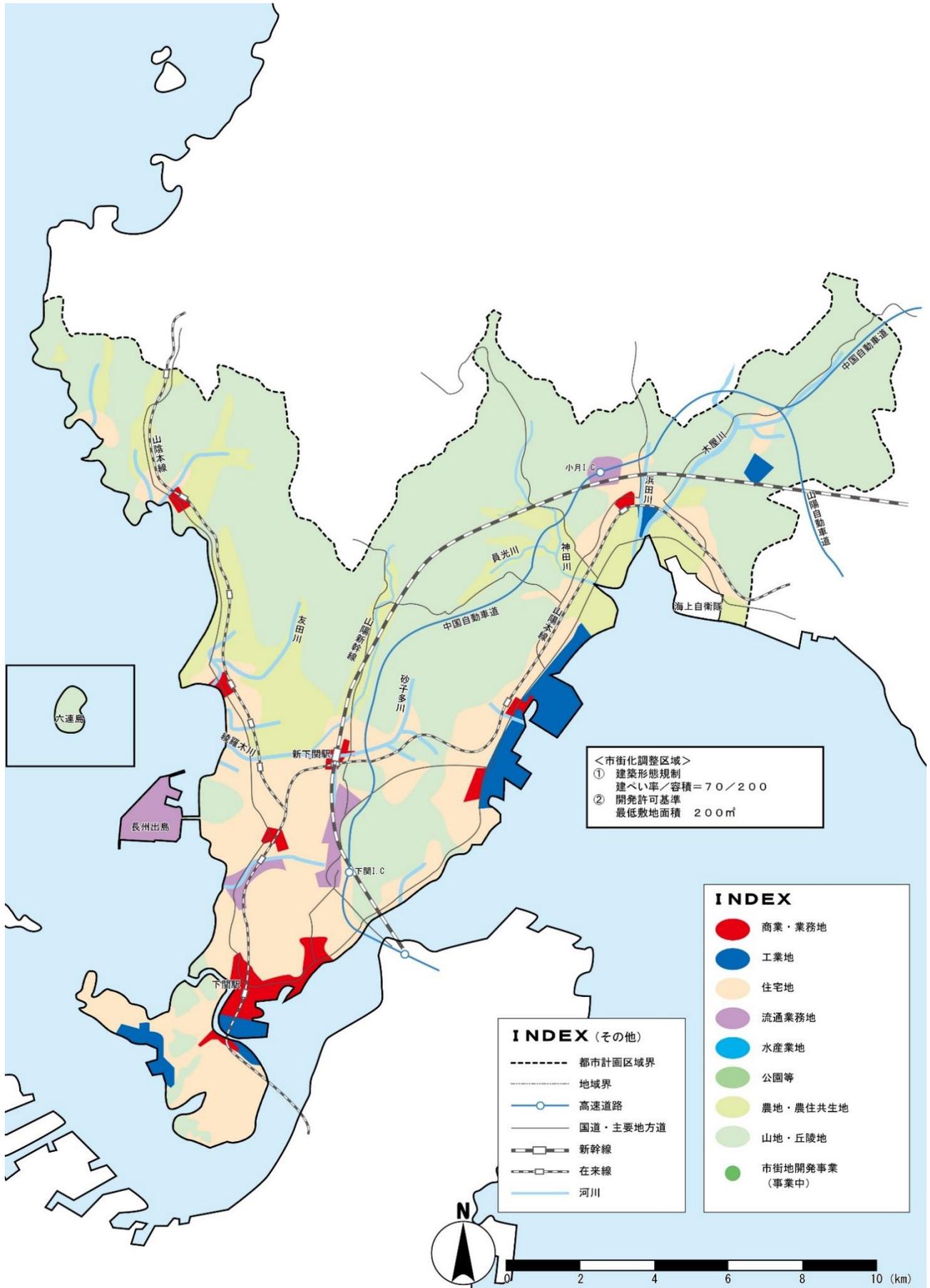
- ・ 立地適正化計画\*を活用し、公共施設のみではなく住宅及び医療・福祉・商業等の民間の施設も対象としてその誘導を図る。
- ・ 市街化調整区域\*においては、原則として開発を抑制し、田園環境や海岸、山地・丘陵地

等の自然的環境の保全により集約型の都市づくりを進めることとしたうえで、地域の実情に応じ、地区計画の適切な運用により、必要最小限の範囲で計画的な土地利用を行う。

#### ⑧ 計画的な市街地整備の見通しに関する方針

- ・ 西山町四丁目地区、新港地区、西山地区、本港地区等、計画的な市街地整備の見通しがある区域は、今後事業の実施が確定になった時点で、市街化区域\*に編入するものとする。

■土地利用及び市街地整備に関する方針



### 3-2. 都市施設\*の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 交通施設の都市計画の決定の方針

##### ① 基本方針

##### 1) 交通体系の整備の方針

- ・ 関門海峡に面した中心市街地を拠点とする市街地形成を目指し、広域交通軸を骨格とする幹線道路網及び鉄道網を構築するとともに、既存の高速交通体系を活かすとともに、広域交通拠点や新たな流通業務拠点等へのアクセス\*機能の向上を図り、広域的な交流を支える交通体系の確立に努める。
- ・ 既存の道路空間を自家用車から徒歩・自転車交通、公共交通等を重視した空間に再構築することに努め、道路空間の利活用による都市環境の改善を図る。
- ・ 都市機能が集積している都市部と過疎化・高齢化が進む農山漁村地域においては、日常的な人やモノの交流や相互補完的な機能連携が図られるよう、地域特性や利用者の需要に応じた交通体系の維持・確保に努める。
- ・ 長期にわたり未整備の都市計画道路については、県策定の都市計画道路の見直し基本方針等をもとに土地利用や拠点形成など地域整備の方向性を見直しとあわせて、その必要性や配置、構造等についての検証を行い、見直しの必要がある場合には都市計画の見直しを行う。
- ・ 気候変動等の環境問題や、自家用車による移動が困難な人々に対応するため、山陽新幹線及び山陽本線の利便性の向上、山陰本線の運行本数の維持・充実とともに、身近な交通手段であるバスネットワークの充実など公共交通の維持・充実を図る。
- ・ 公共交通の利用を促進するため、交通結節点の機能強化を図るとともに、駅舎やバス停、歩道や自転車道など、交通施設のユニバーサルデザイン\*に配慮した整備や交通系 I C カードの導入、パークアンドライド\*、サイクルアンドライド\*の普及を推進する。

##### 2) 整備水準の目標

- ・ 山口県の道路整備や保全の基本的な方針を示す「やまぐち未来開拓ロードプラン\*」に基づき、厳しい財政状況においても、元気な産業や活気ある地域の中で、人々がはつらつと暮らすことができるよう、重点的・計画的に道路の整備・保全を推進していく。



## 2) 公共交通

- ・ 公共交通における広域交通拠点として、下関駅及び新下関駅を位置づけ、新幹線、在来線等の鉄道間の乗り継ぎ及び他の交通機関との結節機能を強化するとともに、山陰本線の利用促進、バス路線の再編などにより、公共交通機関の維持・確保に努める。
- ・ 交通系 I C カードの導入、施設のユニバーサルデザイン\*化など、利用環境の改善に努める。
- ・ 公共交通不便地域\*や離島などの移動手段を確保するため、コミュニティ交通\*の導入等や離島航路の維持・充実を図る。
- ・ 立地適正化計画\*を活用し、住宅及び医療、福祉、商業、その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じる。

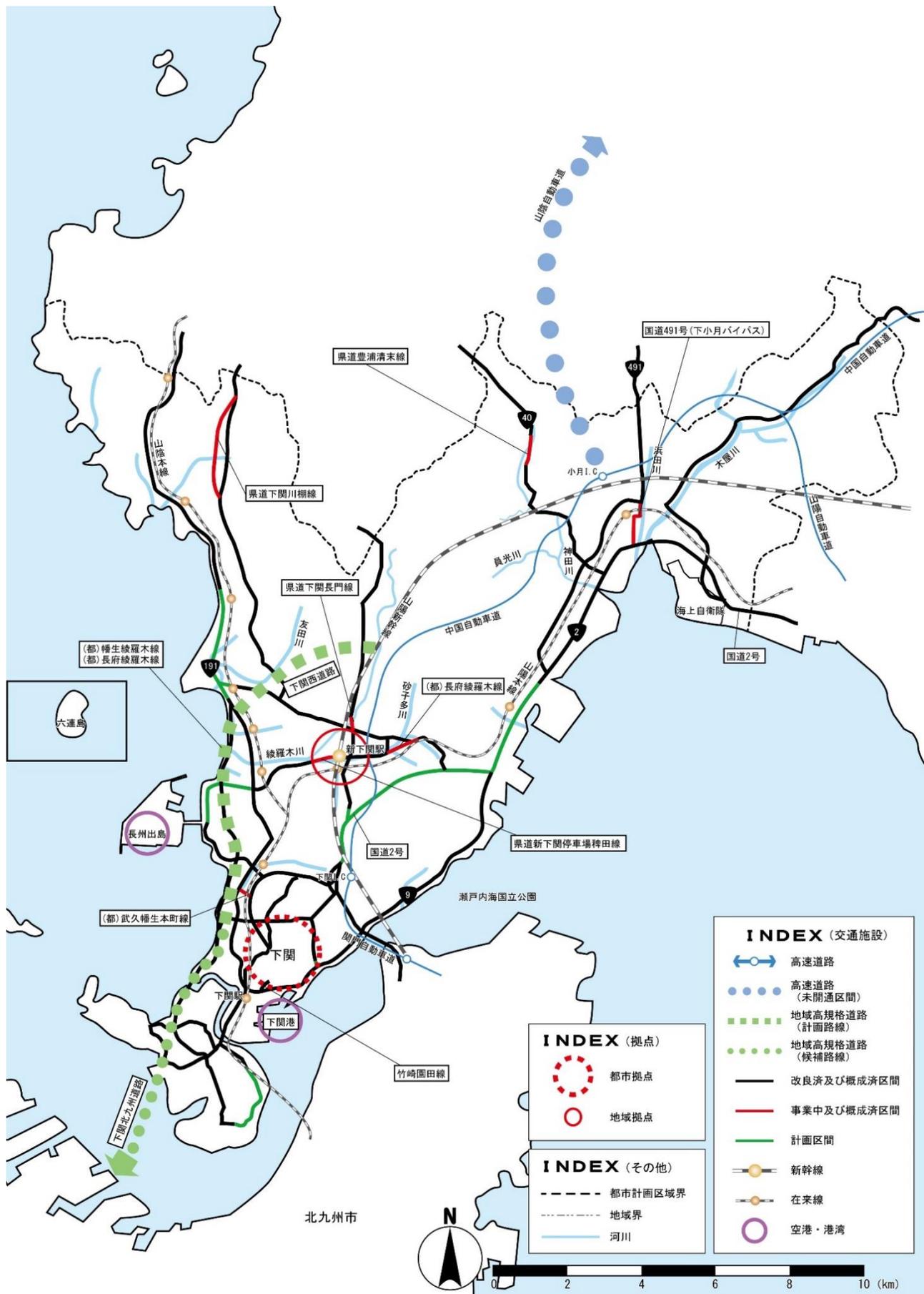
## 3) 駐車場

- ・ 駅や港などの交通結節点\*や観光拠点などにおいて、今後の市街地整備や観光振興の動向などから民間駐車場との整合性を図るとともに、需要に見合った駐車場整備を進める。
- ・ 自転車駐車場については、交通結節点や公共公益施設に付設するとともに、大量の自転車需要が生じる施設においては、適正な配置を図る。
- ・ 自動車利用の利便性の向上と道路混雑解消のため、駐車場整備計画に基づき、需要に応じた駐車場の確保に努める。
- ・ ユニバーサルデザイン\*に配慮した整備を進めるなど、利用者の利便性・安全性の向上に努める。

## 4) その他

- ・ 産業、経済進展の基盤となっている下関港においては、将来の物流に対応するため、沖合人工島の建設を進め、国際拠点港湾・国際クルーズ拠点港としての整備を図るとともに、国際交流・物流拠点としての整備等を推進する。また、にぎわいのある港として活用していくため、下関港周辺のウォーターフロント\*地区の整備を推進する。
- ・ 特定第3種漁港である下関漁港は、漁業の国際化時代を迎えて我国屈指の遠洋沖合漁業並びに活魚の一大集散基地として、機能施設の整備拡充に努める。

■ (参考) 主要道路の整備状況



## (2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### ① 基本方針

#### 1) 下水道及び河川の整備の方針

##### i) 下水道

- ・ 健康で快適な生活環境の確保や河川、海域等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や農山漁村地域における集落排水、合併浄化槽等、地域の実情を踏まえた污水处理施設の整備を推進する。
- ・ 近年頻発する局地的な集中豪雨等による浸水被害を軽減するため、公共下水道等の雨水排水施設の整備・充実を推進する。
- ・ 老朽化の進む下水道施設については、事故の未然防止及びライフサイクルコスト\*の最小化のため、健全度に関する点検・調査を実施し、修繕・改築を計画的に進めるとともに、耐震性の向上を図る。

##### ii) 河川

- ・ 多様で生態系に優しい流れの保全・創出等の自然豊かな川づくり、水量の確保や水質の保全と改善等の豊かで清らかな流れの川づくり、洪水等に対して安全で安心できる川づくり、周囲の景観と調和した親水空間等地域の人に愛され親しまれる川づくりを図る。
- ・ 治水機能を確保するための維持管理や整備に努めるとともに、洪水被害の軽減策として、雨量、水位等の水文情報の伝達やハザードマップ\*の公表等により、住民に自主的かつ的確な避難を促すなど、住民の危機管理意識の高揚に努める。

#### 2) 整備水準の目標

- ・ 下水道については、「山口県污水处理施設整備構想\*」に基づき、污水处理施設整備の計画的かつ効率的な実施を図る。また、雨水排水については、浸水被害を軽減し、都市機能を確保するため、計画的な事業の進捗を図る。
- ・ 河川については、「やまぐちの川ビジョン\*」を反映させた河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、事業の進捗を図る。

### ② 主要な施設の配置の方針

#### 1) 下水道

- ・ 公共下水道は、既成市街地を優先的に整備するとともに、周辺市街地及び新市街地においても計画的な整備に努め、良好な生活環境の確保と水域の水質保全を図る。
- ・ 処理区域内の雨水・污水対策に伴う処理場、ポンプ場や管きよの整備に努める。

#### 2) 河川

- ・ 本区域を流れる河川については、人々の生活の安全及び生活環境の保全を図るため、洪水防止対策と周辺的环境に配慮し、計画的に改修・整備を進める。
- ・ 河川は、都市の重要なオープンスペース\*であることから、人々が気軽に水辺へ近づき、親しむことのできる河川空間の創出に努める。

### (3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

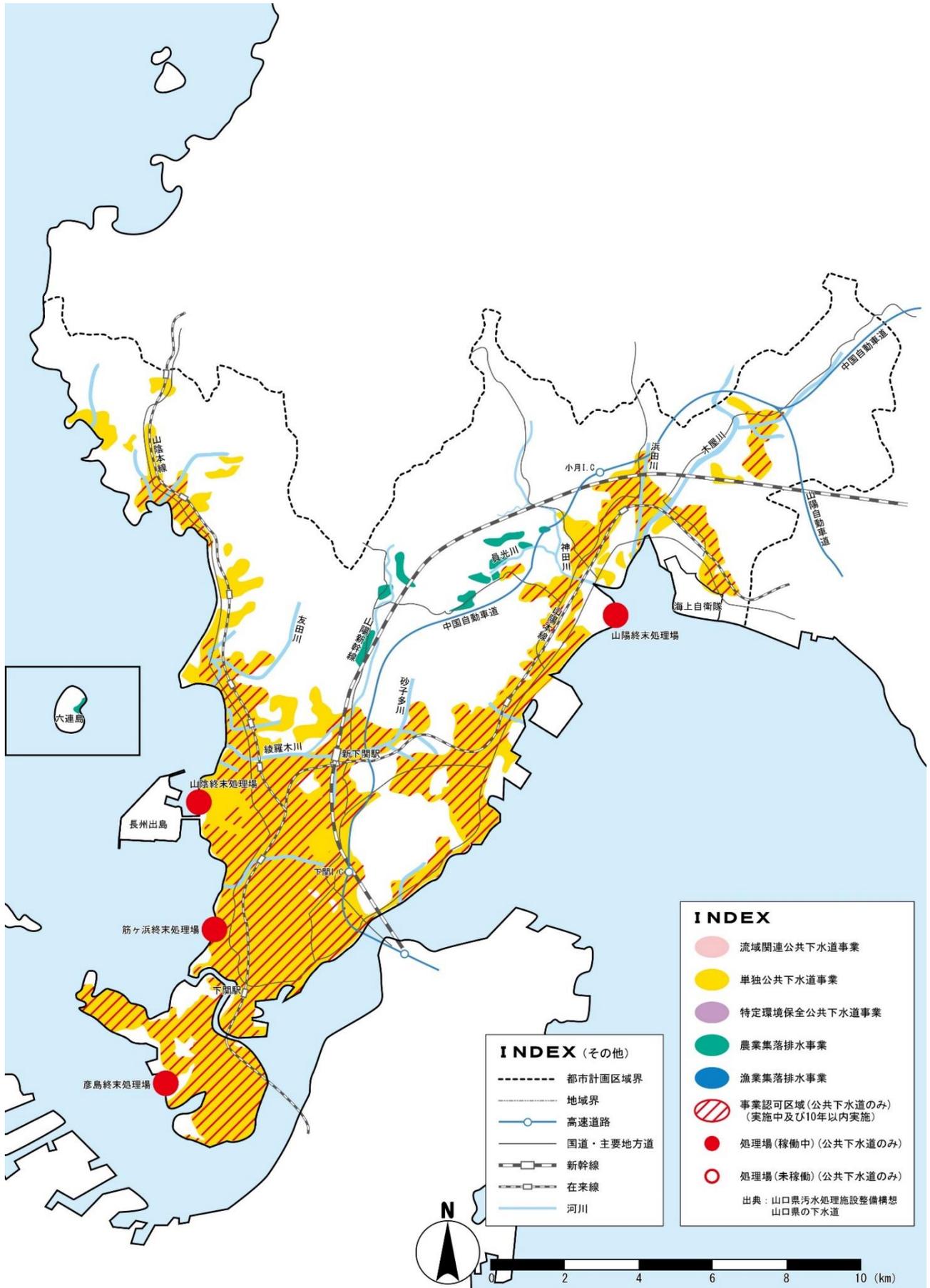
#### ① 基本方針

- ・ 圏域全体の良好な環境を確保する循環型社会の構築を図るため、リサイクル活動拠点の整備等により、廃棄物の適正処理を促進するとともに、廃棄物処理場等の適切な整備、廃棄物の適正処理を促進するとともに、供給処理施設の適切な整備と併せて、広域化・共同化による広域的な供給処理体制の充実を図る。
- ・ 子供からお年寄りまで全ての人々が安心して日常生活や社会活動ができる都市づくりを推進するため、公共建築物、公園などの公共空間のユニバーサルデザイン\*化を図る。

#### ② 主要な施設の配置の方針

- ・ 廃棄物処理法に基づく一般廃棄物及び産業廃棄物については、「下関市一般廃棄物処理基本計画」及び「山口県循環型社会形成基本計画\*」に基づき、廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用及び適正処理に関する施策を推進する。
- ・ 卸売市場については、適正な配置を推進する。

■下水道の整備の方針



### 3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・ 道路、下水道、公園等の都市施設の整備を推進するとともに、地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成を図るため、市街地開発事業\*等の面整備や地区計画\*の策定等により、防災面に配慮した良好な居住環境を備えた都市づくりの推進に努める。
- ・ 下関市の中心部では、木造老朽住宅の建替え促進や、遊休地の有効活用など土地の立体的活用等を促進する規制・誘導制度の導入により、用途の適正化や合理的な土地利用を進め、効果的な開発・再開発事業等を実施し、土地の高度利用と秩序ある都市施設の整備を図り、快適な都心居住の促進と商業活動の活性化による、コンパクトでにぎわいのあるまちづくり形成を図る。
- ・ 航空宇宙産業や環境関連産業等の集積を図るため、東アジアへの玄関口としての交通利便性などの優れた立地環境を全国に向けて情報発信しながら、工業団地や工場用地などの産業基盤の整備を図る。

### 3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 基本方針

- ・ うるおいのある生活環境の保持や良好な景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、緑の基本計画\*等に基づいた公園・緑地の計画的な整備、適切な維持管理を行う。長期にわたり未整備の都市計画公園については、その必要性や機能、規模等についての検証を行い、見直しの必要がある場合には都市計画の見直しを行う。

#### ② 主要な緑地の配置の方針

緑地の配置計画に当たっては、主として緑地の存在機能に着目した環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統の4つの系統毎に緑地の均衡ある配置を図る。

##### 1) 環境保全系統

- ・ 都市の骨格を形成している下関市街地を取り囲む海岸の緑地を保全・創出するとともに、良好な生態系を有している周防灘の干潟や自然海岸等の保全を図る。
- ・ 快適な都市環境の形成を図るため、市街地の独立峰丘陵の保全と、都市生活に密着した市街地内及び周辺地域の都市公園等の整備を推進する。
- ・ 市街地内に点在する史跡、名勝及び神社仏閣の境内地の樹林地等を保存樹林等に指定し、緑地の保全を図る。
- ・ 都市の気象緩和の役割がある市街地を取り囲む山地や海、市街地内の緑、「風のみち\*」となる道路や河川等の連続した緑については、都市の生活環境をより快適にする緑として保全・創出する。

##### 2) レクリエーション系統

- ・ 海水浴等のレクリエーション利用が活発な響灘沿岸の自然海岸を保全・整備する。
- ・ 区域北部の深坂自然の森緑地は、レクリエーション機能を有した地域性緑地であり、今後とも豊かな森とのふれあいの拠点となる公園として保全・整備を図る。
- ・ 公園・緑地等を有機的に連絡し、効果的なレクリエーション利用を図るため、市中心部の都市基幹公園と深坂自然の森を結ぶ緑道などを計画する。
- ・ 老朽化の進む公園施設については、安全確保及びライフサイクルコスト\*の削減のため、効率的な維持管理・保全・改修に向けた長寿命化計画の策定に努める。

##### 3) 防災系統

- ・ 災害時の防災拠点としての役割を果たす緑地として、公園・緑地の整備・維持管理を進める。
- ・ 大規模災害時の防災体制の確保のため、広域的な防災拠点となる緑地として、下関北運動公園を活用する。
- ・ 洪水や高潮・津波、土砂災害などに加え、地震時等における防災機能の確保のため、地域防災計画\*に基づいた避難地及び避難路や緩衝帯となる緑地を計画する。
- ・ 洪水や高潮・津波による浸水や、地滑り、斜面崩壊、土石流などの土砂災害のおそれがある場合には都市計画の見直しを行う。

高い地域に存する緑地については、災害の防止を図るため、保全に努める。

#### 4) 景観構成系統

- ・ 響灘及び周防灘沿岸、関門海峡の景観を構成する海岸、干潟、島等の緑地を保全する。
- ・ 旧市内における自然的な景観の構成に資する緑地の系統として、老の山、火の山及び霊鷲山等市街地背後の丘陵樹林地の保全を図る。
- ・ 郷土的な景観を構成する緑地の系統として、市街地内に点在する史跡、名勝及び神社仏閣と一体的な樹林との保全を図る。
- ・ 都市にうるおいをもたらしている木屋川、綾羅木川等の河川の水辺空間については、地域を代表する水辺景観として保全・創出する。
- ・ 街路樹の植栽など都市施設等の緑化を進め、都市景観の向上を図る。

### ③ 個別の都市計画の決定の方針

#### 1) 都市計画公園・緑地等の配置の方針

本区域における都市計画公園・緑地等の配置の方針は次表のとおりである。全ての利用者がスポーツ・レクリエーションを通じて健康体力づくりを行うことができるように、地域の人々の健全な心身の発達に資する施設を整備するとともに、高齢者や障害者の利用に配慮した計画上の工夫により、地域社会のニーズに対応した特色ある整備を進める。

#### 【都市計画公園・緑地等の配置の方針】

公園緑地等の種別		配置の方針
住区基幹公園*		利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進する。
都市基幹公園*	総合公園	老の山公園、乃木浜総合公園については、人々が憩い、多目的に利用できる公園として整備・充実に努める。
	運動公園	下関運動公園、下関北運動公園については、スポーツ・レクリエーション環境の向上に努める。
その他の公園・緑地		風致を享受する風致公園、歴史上の遺跡風土などを保全する歴史公園などその特色を生かして配置計画を進める。 火の山公園を広域公園として配置し、再整備・充実に努める。 深坂自然の森公園を市民の憩いの拠点として保全・整備に努める。 木屋川、綾羅木川については、豊かで美しい自然や歴史的な街並み等との調和を図りながら、親水公園として整備に努める。

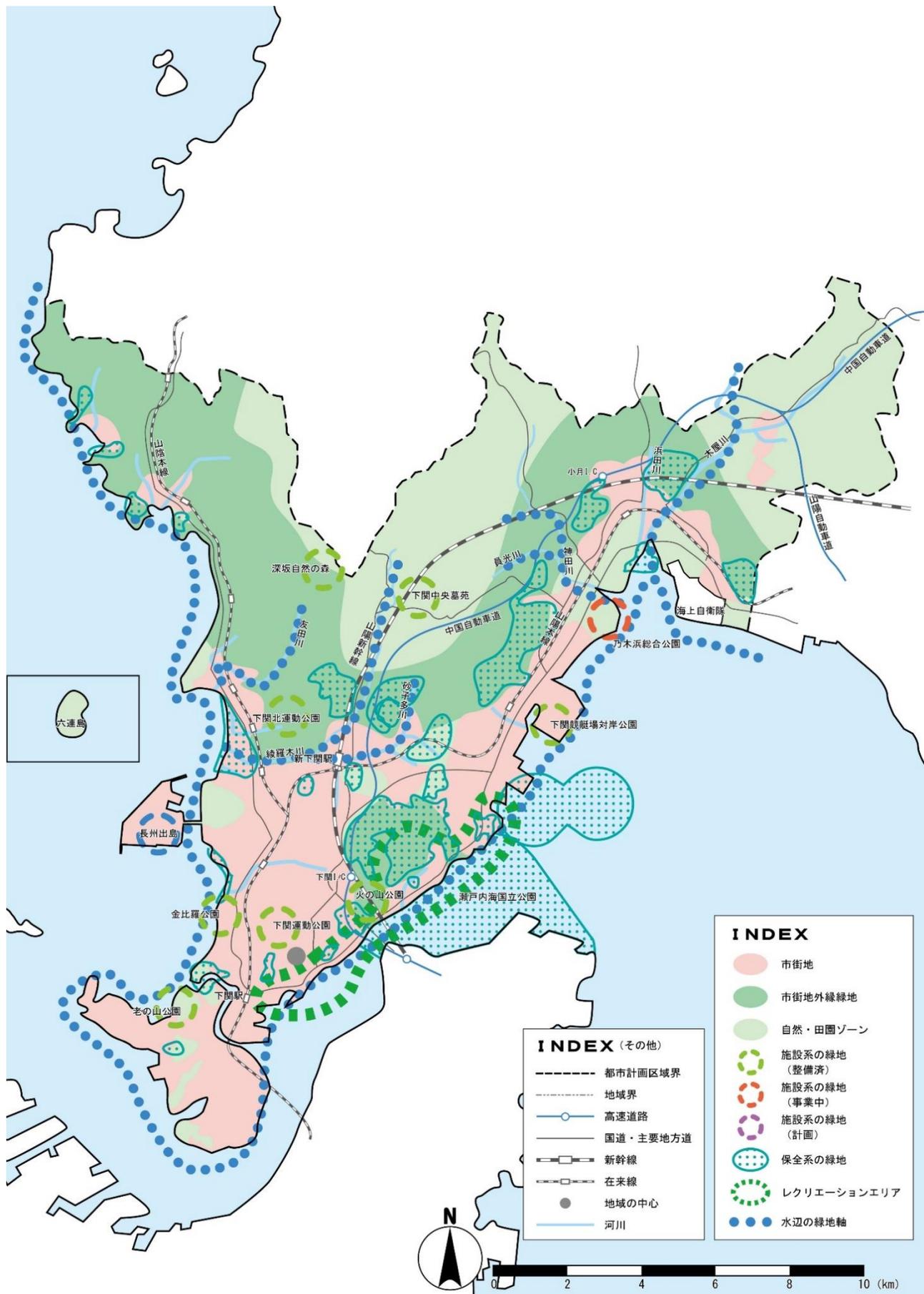
## 2) 特別緑地保全地区\*等の指定の方針

本区域における特別緑地保全地区\*等の指定の方針は、次表のとおりとする。

### 【特別緑地保全地区\*等の指定の方針】

地区の種別	指定方針
特別緑地保全地区*	市街地及びその周辺の都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、貴重な動植物の生息地となる緑地等は、良好な自然的環境の維持に必要な緑地として指定を検討する。
風致地区*	都市化の急激な進行と土地利用の推移等から風致を維持することが困難と判断される場合については見直しの検討を行い、都市環境を形成するため新たに樹林地・丘陵地等また歴史的・郷土的・自然的景観を構成している土地について風致地区*の指定を検討する。

■ 自然的環境の整備・保全に関する方針



### 3-5. 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 基本方針

- ・ 「山口県景観形成基本方針\*」に基づき、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担しながら美しい景観を守り、育て、快適なまちづくりを推進する。
- ・ 本区域の自然景観の骨格を成している市街地の周りを取り囲む山並みや海、河川等の自然景観や歴史的・文化的なまちなみの保全、市街地内の緑化の推進と併せて、まちなみ景観に配慮した建築物や公共施設の形成を図る。
- ・ 誰もが身近な景観に関心を持てるように、地域景観ワークショップ\*やセミナー\*などによる景観への意識を啓発するとともに、それを支える、山口県景観アドバイザー\*や山口県景観サポーター\*を育成し、活用する。
- ・ 「下関市景観計画\*」及び「下関市景観条例」や「関門景観条例」等に基づき、自然と歴史と人が織りなす交流都市の魅力ある景観を守り、後世に伝えることができるまちづくりを進める。

#### ② 主要な景観の保全と創出の方針

- ・ 「下関市景観条例」や「関門景観条例」の活用により、良好な景観の保全と創出に努める。
- ・ 市役所や国、県等の出先機関や銀行等の業務施設や広域的集客力のある商業施設が集積している下関駅周辺から唐戸地区周辺は、下関市の中心部であるとともに、九州やアジアからの玄関口としての役割も果たしており、にぎわいのある魅力的な景観の創出とともに、都市機能の集積と調和した景観形成を図る。
- ・ 歴史的まちなみや良好な自然景観を残す長府地区や日和山地区、綾羅木地区、吉田地区等、地域を特徴づける景観を有する地区については、そのまちなみや景観の保全を図る。
- ・ 国道2号、国道9号及び国道191号等の幹線道路沿いで、大規模店舗や業務施設、集合住宅等が集積する地区では、周囲の景観と調和した緑豊かな都市空間・都市景観の形成を図る。
- ・ 市街地背後の緑地として良好な自然的景観を有している老の山、火の山、霊鷲山などの丘陵地の保全を図る。
- ・ 綾羅木川や木屋川等の上流部にあり、農業農村整備事業が実施済みの良好な水田、畑作地帯を形成している地区については、良好な田園風景の維持・保全に努める。
- ・ 関門海峡、木屋川の清流、響灘の自然海岸、周防灘の干潟など、地域を代表する河川の水辺空間については、周囲の景観と調和した潤いある水辺景観の形成を図る。
- ・ 道路や沿道の緑化、電柱類の地中化等により、観光ネットワーク\*の演出にも役立つ、地域の特性を活かした道路景観の形成に努める。
- ・ 身近な生活空間においても、地域住民の総意と自主性のもと、地域に根ざした居心地の良い景観が保全・創出できるよう努める。

### 3-6. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 基本方針

- ・ 本区域の災害特性を考慮した土地利用の誘導等を行うとともに、避難場所や避難路、延焼防止帯となる公園や道路等の整備を促進するなど、災害に強いまちづくりに取り組む。
- ・ 近年頻発する局地的な集中豪雨や大型化する台風による洪水、高潮、土砂災害などに対し、被害の発生や拡大をできるだけ抑えることができるよう、災害リスクを踏まえた都市構造の実現を目指す。
- ・ 地震による建築物の倒壊や、火災・延焼による被害を抑えるため、「山口県耐震改修促進計画\*」及び「下関市耐震改修促進計画」に基づく建築物の耐震改修の促進を図るとともに、防火安全性の確保に努める。なお、地震津波等については、様々な取組や検証に基づき、必要な都市構造等を検討する。
- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化を図るとともに、業務継続計画（BCP）\*を活用するなど、災害時の業務継続に努める。

#### ② 主要な都市防災の方針

- ・ 災害を防除する河川管理施設や急傾斜地崩壊防止施設\*、海岸保全施設\*等の整備や適切な維持管理に併せ、土砂災害警戒区域\*、津波災害警戒区域\*、洪水及び高潮浸水想定区域\*等については、災害リスクを示す各種ハザードマップ\*の周知や、防災対応能力を高める防災訓練などにより、住民の防災意識を高め、災害発生時の被害の軽減を図る。
- ・ 木造住宅等が密集する地区については、建築物の耐震化や不燃化を促進する。
- ・ 瀬戸内海沿岸は、入り江、湾形の多い南向きの海岸であり、台風時に高潮被害などが発生しやすいため、これらの被害を軽減することを目的として、海岸保全施設\*等の整備を推進する。
- ・ 南海トラフ巨大地震等による被害に対しては、迅速な情報伝達などのソフト面\*での対応を図る。
- ・ 住宅や不特定多数の者が集まる建築物、緊急輸送道路沿いの建築物では、建築物の耐震化を促進する。